

生駒市条例第 2 4 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2 5, 6 9 0 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の保険料から適用する。